

【申立書または入居見込み確認書の添付書類の例】

1 現在住んでいる家屋が持家である。その処分方法が

- (1) 売却する → 売買契約書、媒介契約書、売却を証明する書類
- (2) 賃借する → 賃貸借契約書、媒介契約書、賃貸借を証明する書類
- (3) 同居親族が引き続き居住する → 同居親族の証明

2 現在住んでいる家屋が借家、借間、社宅等である。その処分方法が

- (1) 契約を解除する → 賃貸借契約書
- (2) 社宅を退去する → 社宅入居証明
- (3) 親族の家屋から出る → 家主の証明

3 現在住んでいる家屋の処分方法が未定の場合は次の書類をご提出ください。

- (1) 資金を借りるために抵当権設定を急ぐ場合 → 金銭消費貸借契約書または代金支払い期日のある
売買契約書
- (2) 前住人が未転出の場合 → 前住人と申請者または不動産仲介業者等との間の引渡期日のある売買契約書
- (3) 病気等で登記までに入居できない場合 → 治療期間が記載された医師の診断書等

【よくある問い合わせ】

〈入居予定日について〉

Q1. 入居予定日が1ヶ月を超える場合、証明書の発行は可能ですか？

A1. 1年以内であれば基本的に発行可能です。申立書に入居が1ヶ月以上遅れる理由（例：お子様の学校の都合上、リフォーム工事等）を詳細にご記入ください。説明書類の添付は不要です。また、新居へ入居後、「新住所の住民票(写し可)」を必ずご提出ください。

〈添付書類について〉

Q2. 賃貸借契約書が当初契約時の書類のみで、更新契約書等がありません。（または更新契約書等のみで当初契約時の書類がない。）証明書の発行は可能ですか？

A2. 発行可能です。現在の住民票と提出する書類上の住所が同一であり、建物名称の記載があれば、いずれの書類でも問題ございません。

Q3. 会社の借り上げ社宅に居住しており、賃貸契約書の借借人と家屋証明書の申請者が異なる場合、証明書の発行は可能ですか？

A3. 発行可能です。入居者欄に申請書のお名前記載があれば問題ありません。

Q4. 賃貸借契約書上の契約者氏名が旧姓のままである。戸籍簿などの提出は必要ですか？

A4. 提出不要です。現在の住民票と提出する書類上の住所が同一であり、建物名称の記載があれば、旧姓が記載されているもので差支えありません。